

# 見守り 新鮮情報

## 断っているのに しつこい勧誘電話 法律違反です

**事例1** 毎日のように「何にでも効く」という健康食品の**勧誘電話**がかかってくる。あまりにしつこいので購入を**承諾**してしまった。届いたサプリを飲んでみたが効果もないし、金額も約11万円と**高額**だ。年金生活で支払いも厳しく、**解約**したい。  
(80歳代)

再勧誘は法律違反!  
ですよ!!



**事例2** お得な電気料金のプランがあると**電話**がかかってくる。現在の契約業者や家族構成を聞かれるが、それには答えず「**必要ない**」と言っているのに、**何度も電話**がある。電話が**来ないように**してほしい。(80歳代)

### ひとこと助言

法律違反だよ



見守るくん

- はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、法律違反であることを伝え、きっぱり断りましょう。
- 断る際は、事業者名、連絡先等を聞いた上で「いりません」「興味ありません」「取引するつもりはありません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。
- 迷惑電話対策機能が付いた電話や留守電機能を活用して、知らない人からの電話にはすぐに出ないことも、しつこい勧誘電話対策として有効です。
- 断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第465号 (2023年10月31日) 発行：独立行政法人国民生活センター

ご相談は、**尼崎市消費生活センター**へ

Tel 06-6489-6696 Fax 06-6489-6686

受付時間 平日9:00~12:00・13:00~16:00

**そのURLのクリック、ちょっと待って！**  
-SMSやメールでの“フィッシング詐欺”の相談が依然高水準！-

## フィッシング対策のチェックリスト

### <事業者や公的機関などのSMSやメールを見るときは>

- ★ 日頃利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑う
- ★ 記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトのURLや、正規のアプリからアクセスする
- ★ 事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシングに関する情報がないか確認する

### <フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら>

- ★ ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しない
- ★ フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない

### <フィッシングサイトに情報を入力してしまったら>

- ★ 同じID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する
- ★ クレジットカード会社や金融機関などに連絡する

### <日ごろからの事前対策>

- ★ セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する
- ★ ID・パスワード等の使い回しをしない
- ★ クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する
- ★ あわせて、利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定する

